

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

全国農業経営コンサルタント協会 現地視察研修



10月2日から4日の3日間、全国農業経営コンサルタント協会の現地視察研修として広島県を訪問しました。毎年素晴らしい研修を受けることができますが、今回は圃場見学以外にも食品工場見学まであり、非常に勉強となる3日間となりました。

広島県は街中を見ると福岡県のような華やかさがありますが、駅のすぐ近くにも山があるとおり、県全体的に山間地域が多いです。こちらでも農業の担い手がいないとのこと。人材の確保はどこも大変ですね。

視察先では、集落営農法人の経営、スマート農業の取り組みなど様々なお話を伺いました。また、棚田の見学やリンゴやブドウ、イチゴなどの観光農園を多くまわりました。スマート農業は九州農業経営研究会でも話題に上がりますが、中山間地域でも導入することで効率よく栽培できることに驚きました。また、観光農園では6次産業化が盛んで、いただいた食べ物や飲み物はどれも非常に美味しかったです。視察先はどこも綺麗に整理整頓されており、黒字経営を行うためにはこういうところへの配慮も大事ですね。訪れた観光農園はどこも山の上が多かったですが、インターネットでの発信などで山間地にありながらも人気観光農園に成長されました。これか



らの時代は情報発信が大事ですね。何事も知恵と工夫で経営できます。工場では、見慣れた商品が様々なこだわりによって産み出されていました。主力商品に依存する収益体質からの改善が功を奏している経営努力は参考になりました。また、特産品である広島菜は収穫用の機械がないとのこと。包丁を使ってすべて手作業で収穫していることに驚きました。農家の皆様には頭の下がる思いです。一方、機械化が行われていても、最後は人の目で観察することが大切というポリシーを持たれている経営者もいらっしゃいましたよ。若い方のお話も聞くことができました。知恵と工夫で経営されており、アイデアの豊富さに感心しました。若い人は意欲が高いですね。熊本県も負けてはいられませんよ。ぜひ見習いたいです。ただ、せっかくの若い方が「広島菜は特産品であることで一定の需要があり、収入が安定している。でないとやっていくことができない。」とおっしゃいます。自民党の総裁が変わり、政治が動こうとしています。政治家にこそ現場の声を聴いてほしいですね。防衛予算よりも国民の生命を守る農林水産業に予算を配分すべきではないでしょうか。農業を持続可能なものにしていくうえで必要と感じました。



くことができない。」とおっしゃいます。自民党の総裁が変わり、政治が動こうとしています。政治家にこそ現場の声を聴いてほしいですね。防衛予算よりも国民の生命を守る農林水産業に予算を配分すべきではないでしょうか。農業を持続可能なものにしていくうえで必要と感じました。

令和7年度年末調整について 【税制改正】所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

以前のニュースにも取り上げていますが、年末調整が始まる前に再確認していきましょう！

改正①【基礎控除の見直し】

次の通り、合計所得に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額		令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円	
132万円超 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	336万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	88万円	58万円
336万円超 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	489万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	68万円	
489万円超 (665万5,556円超 850万円以下)	655万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	63万円	
655万円超 (850万円超 2,545万円以下)	2,350万円以下 (2,545万円超 2,545万円以下)	58万円	

※1 ()は収入が給与だけの場合の収入金額

※2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額は改正なし

改正②【給与所得控除の見直し】

給与所得控除について、55万の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額		改正後
162万5,000円以下		65万円
162万5,000円超	180万円以下	
180万円超	190万円以下	

※ 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額は改正なし

◎ 令和7年の源泉徴収事務における留意事項 1 ◎

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更はありません。令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

改正③【特定親族特別控除の創設】

特定親族の合計所得金額		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

居住者が特定親族※を有する場合には、居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除できる特定親族特別控除が創設されました。

※特定親族とは??

- ①居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族
(配偶者・青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び
白色事業専従者を除きます。)
- ②合計所得金額が58万円超123万以下の人
(収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123
万超188万以下であれば、合計所得が58万超123万
円以下となります。)

◎令和7年の源泉徴収事務における留意事項2◎

給与所得の源泉徴収事務においては、
令和7年12月に行う年末調整の際
に、上記の改正が適用されます。
「給与所得者の特定親族特別控除申告
書」の提出が必要となります。



改正④【扶養親族等の所得要件の改正】

改正③に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親
族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (※1)
扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	収入が給与だけの場合の収入金額 (※2) 58万円以下 (123円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万以下)

※1 合計所得金額の要件をいいます。

(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額

※2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

◎令和7年の源泉徴収事務における留意事項3◎

令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されま
す。この適用を受けるには「給与所得者の扶養控除等(異動)申
告書」等の提出が必要となります。

☆公的年金等の受給者が、特定親族特別控除・扶養控除等の適用
を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要が
あります。

事業者向けデジタル化の 取組・ツールのご紹介

経理や申告手続きのデジタル化は、単純誤りの防止や事務の効率化に

よる生産性の向上などにつながります。国税庁では、企業や個人事
業主の方に対して、税に関するデジタル化の取組やツールなどの情
報をまとめてご紹介しています。皆さまもデジタル化を進めてみま
せんか?

1. 年末調整の電子化

企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手続のデ
ジタル化の推進、マイナンバーカードとマイナポータルを利用し扶
養控除申告書などの申告書や生命保険の控除証明書等データで受
付し従業員が手書きせず、データで勤務先に提出。

2. マイナポータルと連携した申告書等の入力

個人の確定申告など、マイナポータルを利用しご自宅から e-Tax で
送信! (税理士事務所の仕事は減りますが(笑))

3. e-Tax

当事務所からは、すべての顧問先の申告を電子申告しております。

4. キャッシュレス納付

国税の納付手続は、様々な方法がありますので、ご自身で選択して
いただき、納付手続きを「キャッシュレス納付」へ変更してみても
いかがでしょうか? 銀行での待ち時間や時間を問わず納付手続き
ができます。

振替納税 あらかじめ税務署へ登録した口座より税務署の指定日
に口座振替となります。(個人の方のみ)

ダイレクト納付 事前に届け出をした預貯金口座から、口座引落し
により納付する方法です。

インターネットバンキング等 インターネットバンキング口座や
ATM から納付ができます。

クレジットカード納付 専用サイト「国税クレジットカードお支払
いサイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法で
す。約1%の手数料がかかりますので、カードのポイントと比較し
てご検討ください。

5. その他のデジタル化施策 IT 導入補助金

中小企業・小規模事業者のみならず IT ツ
ール導入時に活用いただける補助金です。

国税の納付手続きについてご不明な点は国税
相談専用ダイヤル(0570-00-5901)または、
事務所担当者へお尋ねください。



カフェ ティッペル バウムクーヘンとドイツ雑貨のお店

南阿蘇にあるバウムクーヘンがとっても美味しいお店で
す。材料にこだわり、ドイツから輸入した専用オーブンで店
内で焼いています。(バウムクーヘン発祥の地 旧東ドイツ
ザクセンアルハント州 ザルツヴェーデルタイプの本焼き
です。)これからの季節、温かいウィンナーコーヒーと一緒に
いかがですか。またドイツ・エルツ地方ザイフェンから取
り寄せた木のおもちゃを中心にくるみ割り人形やオーナメ
ント等も扱っていますので、クリスマスプレゼントにもぴっ
たりです。ぜひ阿蘇にお越しの際にはお立ち寄りくださ
い。

【店舗案内】

営業時間:10時~17時

定休日 :水曜日

住所:阿蘇郡南阿蘇村河陽 4635-6

TEL:0967-67-3736



製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>